

# 岐阜県公報

第二千六百八十五号  
平成二十七年九月二十九日  
(火曜日)

## 目次

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課) 六七五
特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	(同) 六七五
告示	
有害興行の指定 道路の区域変更 保安林の指定解除予定	(私学振興・青少年課) 六七六 (道路維持課) 六七六 (可茂農林事務所) 六七七
公 示	
特定非営利活動法人の定款変更認証申請 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 土地改良区役員の退任及び就任 落札者等に関する公示	(環境生活政策課) 六七七 (商業・金融課) 六七八 (可茂農林事務所) 六七九 (会 計 課) 六八〇

## 規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百八号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

本則第二号の表非常勤診療放射線技師の項の次に次のように加える。

保健所非常勤薬剤師

月額
二五五、五〇〇円

本則第二号の表宿日直業務専門職の項中「九、二〇〇円」を「九、四〇〇円」に、「五、七五〇円」を「五、八五〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九号

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。  
別表中央子ども相談センターの項の次に次のように加える。

飛騨子ども相談センター 全職員

附則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第五百六十四号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十七年九月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	種別	配給会社名	種別
映画	絶頂家族 愛人だらけ	オーストリア映画	オーストリア映画	映画
映画	恋人百景 フラれてフラって、また濡れて	オーストリア映画	オーストリア映画	映画
映画	恋愛図鑑 フラってフラれて、でも濡れて	オーストリア映画	オーストリア映画	映画
映画	恋するオヤジ ビンビンなお留守番	オーストリア映画	オーストリア映画	映画
映画	愛Robot したたる淫行知能	オーストリア映画	オーストリア映画	映画
映画	や・り・ま・ん妻 セックスに夢中	新東宝映画	新東宝映画	映画

ホセージョ VOYAGE (原題)

ミロス・カンペンガ (香 港)

2 指定年月日

平成27年9月29日

3 指定理由

著しく性的感傷を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年九月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後		延長(メートル)	備考
			前	後		
一般国道	三百六十号	飛騨市宮川町打保字ナリテ山九八四番二四地先から同市同町同字同九八四番六地先まで	六・八(一七三)	一四・八(二三五)	四・八	

岐阜県告示第五百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年九月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
岐道	坂福 下岡線	中津川市上野字上小野沢 一〇五番一地从先から 同 市 同 字 同 一三番一地从先まで	後 前	一五・六 六・一 ル(メ)ート	三六・五 三六・五 ル(メ)ート	

岐阜県告示第五百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
加茂郡白川町河東字川牧一三八二の四、一三八二の五、一三八三の三、一三八四の四、一三八五の二、一三八五の三、一三八六の二、一三八七の二
- 二 保安林として指定された目的  
落石の危険の防止
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年八月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ジーベックススポーツクラブ
- 三 代表者の氏名 鈴木 通夫
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市駒場一四九四番地の一六
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域のスポーツクラブとして青少年に対してスポーツ振興に関する事業を行い健全な青少年の育成と地域社会への貢献に寄与することを目的とする。現在は、サッカーを主体としてサッカー大好き少年たちが夢を持って自分の意思で集合し、楽しく取組む過程においてスポーツを通じた人間形成を目指す。将来は、スポーツ全般の振興に寄与することを狙う。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年八月二十四日

- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ウエーヴかかみ野
- 三 代 表 者 の 氏 名 川 上 進
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市那加浜見町二丁目一六五番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、青少年とその親に対し、家族カレンダーの製作配布の実施や家庭教育に関する研修会、講演会の開催を通じて、子供の健全育成を図り、明るい、元氣な街づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年八月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人居宅支援きざし
- 三 代 表 者 の 氏 名 久 郷 陽 子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市鷺沼宝積寺町五丁目二番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、各務原市またはその近郊の在宅障害者及びその関係者のネットワークづくりを推進し、在宅障害者の自立支援の増進に関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年九月二十九日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び揖斐県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十七年九月十一日
- 二 届出者の氏名又は名称 株式会社平和堂 外一者
- 三 建物の名称及び所在地 平和堂大野店

四 変更した事項 揖斐郡大野町大字黒野字上柿の木十二番地の一 外

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) オオノ開発株式会社 代表取締役 馬淵龍男  
(変更後) オオノ開発株式会社 代表取締役 岡部伸司  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原 平和 外十一者  
(変更後) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原 平和 外八者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年九月二十九日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び揖斐県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

見書を提出することができる。

平成二十七年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年九月十一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社平和堂 外一者

三 建物の名称及び所在地

平和堂大野店

揖斐郡大野町大字黒野字上柿の木十二番地の一 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 四四四台

(変更後) 三一九台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 南西駐車場 午前九時三十分～翌日午前五時三十分

(変更後) 南西駐車場 閉鎖

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 九箇所

(変更後) 五箇所

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	東白川村	改区名	年月日	役名	氏名	住 所
	平成 二〇一六			理事	安江一成	加茂郡東白川村越原 二二四七番地
					今井一孝	二〇一三番地
					安江隆明	一三五八番地一
					今井俊郎	一一一七番地五
					安江浩	一〇六三番地一
					村雲勇市	九一番地
					安江敏治	五七八番地一
					安江義勝	加茂郡東白川村神土二二二六番地二
					渡邊昭彦	一六六九番地
					神戸景典	五二二番地
					安江正孝	三五九番地
					高井吉男	二七四二番地
					安江保	三三二二番地
					安江成喜	四七五六番地
					樋口重福	三六八九番地
					田口節春	五二五〇番地
					古田茂樹	加茂郡東白川村五加 三四四四番地
					栗本重秋	三三七番地
					今井宏和	一一九三番地
					今井克幸	二九七〇番地
					今井照夫	二〇三二番地二
				監事	安江裕尚	加茂郡東白川村越原 二四七八番地
					島倉正量	加茂郡東白川村神土 一六五三番地
					安江雅彦	加茂郡東白川村五加 七一一番地

就任した役員 土地改良 区名	平成 元年	年月日	役名	氏名	住所
東白川村	理	安	江	一成	加茂郡東白川村越原 二二四七番地
土地区	同	今	井	一孝	同 二〇一三番地
同	同	安	江	隆明	同 一三五八番地一
同	同	今	井	俊郎	同 一一一七番地五
同	同	安	江	浩	同 一〇六三番地一
同	同	村	雲	勇市	同 九一番地
同	同	安	江	敏治	同 五七八番地一
同	同	安	江	兼広	同 二一九九番地
同	同	渡	邊	昭彦	同 一六六九番地
同	同	神	戸	景典	同 五二二番地
同	同	安	江	正孝	同 三五九番地
同	同	高	井	吉男	同 二七四二番地
同	同	安	江	保	同 三三二二番地
同	同	安	江	成喜	同 四七五六番地
同	同	樋	口	重福	同 三六八九番地
同	同	田	口	節春	同 五二五〇番地
同	同	古	田	正広	同 三四八七番地
同	同	栗	本	重秋	同 三三七番地
同	同	今	井	宏和	同 一一九三番地
同	同	今	井	克幸	同 一九七〇番地
同	同	今	井	照夫	同 一〇三三番地二
監事	同	安	江	裕尚	同 二四七八番地
同	同	島	倉	正量	同 一六五三番地
同	同	安	江	雅彦	同 七一一番地

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。  
平成二十七年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量  
ノート型パソコンA 850式  
ノート型パソコンB 474式  
ネットワーキングユニット 142式  
モバイルユニット 474式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成27年6月25日
- 4 落札者を決定した日 平成27年8月6日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市六条北四丁目10番7号  
中央電子光学株式会社  
代表取締役 日比 泰雅
- 6 落札金額 142,560,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課  
(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

平成二十七年九月二十九日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社